

大学等における修学の支援に関する法律案 新旧対照表

目次

- 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号） · · · · ·
- 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号） · · · · ·
- 地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号） · · · · ·
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） · · · · ·
- 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） · · · · ·
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号） · · · · ·

改 正 案

（学資の支給）

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第二号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。

2・3 （略）

（不正利得の徴収）

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 （略）

現 行

（学資の支給）

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2・3 （略）

（不正利得の徴収）

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 （略）

(補助金)

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する費用の一部を補助することができる。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 学資支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

(削除)

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

(補助金)

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。

をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二
(略)
(削除)

をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二
(略)
三
第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）

改正案	現行
(削除)	(検討)
<p>第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p> <p>（住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。</p> <p>一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の八十の項及び別表第二の百六の項</p>	<p>第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p> <p>（住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。</p> <p>一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の八十の項及び別表第二の百六の項</p>

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）

改 正 案

現 行

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一～三十四 （略）

三十五回 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等
減免に要する経費

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一～三十四 （略）

（新設）

三十五回 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等
減免に要する経費

改 正 案

現 行

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条（略）

2 （略）

一〇一二（略）

十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

3 10 十四（四十四）（略）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条（略）

2 （略）

一〇一二（略）

十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

3 10 十四（四十四）（略）

改 正 案

（運営審議会）

第十八条（略）

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ。）のみに係るもの）を除く。）について審議する。

3～8（略）

（業務）

第二十三条（略）

4 2・3（略）

事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第十号）第十一条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国（資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

5 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

現 行

（運営審議会）

第十八条（略）

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）のみに係るもの）を除く。）について審議する。

3～8（略）

（業務）

第二十三条（略）

4 2・3（新設）

4 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ。）の執行に関する必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

256 (略)

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号及び第四項の規定により事業団が交付する補助金及び減免資金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条の二並びに第二十四条の二中「各省各府の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各府の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各府の長の処分」とあるのは「私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各府の長の処分」とあるのは「日本私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

156 (略)

七 第二十三条第一項から第四項までに規定する業務以外の業務

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）の執行に関する必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

256 (略)

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条の二並びに第二十四条の二中「各省各府の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各府の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各府の長の処分」とあるのは「私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各府の長の処分」とあるのは「日本私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

156 (略)

七 第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務

を行つたとき。

八〇十三 (略)

2

(略)

附 則

(私立学校等の特例)

第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号及び第四項を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。（附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によつて設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

を行つたとき。

八〇十三 (略)

2

(略)

附 則

(私立学校等の特例)

第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。（附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によつて設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

	改 正 案	現 行
	(所掌事務) 第四条 (略)	(所掌事務) 第四条 (略)
2 2 8	<p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（二十七）六十二　（略）</p> <p>二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>二十八（六十二）　（略）</p>	<p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（二十七）六十二　（略）</p> <p>二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>二十八（六十二）　（略）</p>
2 2 8	<p>（子ども・子育て本部）</p> <p>第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p>	<p>（子ども・子育て本部）</p> <p>第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務についてには、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p>
2 2 8	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>